



新潟県の道路

新潟県みちづくり計画

基本方針

1 災害から守る 【防災・減災】

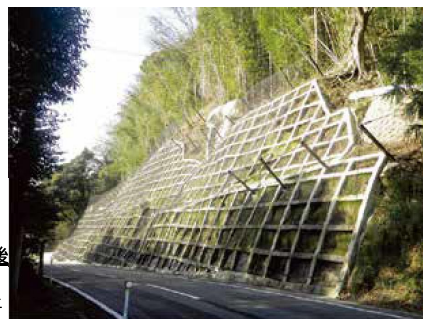
自然災害が発生しても人の命が守られ、迅速な救命・救急活動を可能とするともに、生活・経済活動を早期に回復させるため、緊急輸送道路の機能強化等、安全・安心に通行できる道路整備を推進します。

雪や災害に強い道路整備

落石や雪崩による通行止めの防止



整備前
落石で通行止めに



整備後
法面対策により
通行止めを防止



整備前
落石で通行止めに



整備後
道路改良により落石
の危険がない安全な
通行を確保

冬期間も安全かつ円滑に通行できるみちづくり



整備前
積雪時はすれ違い
が困難



整備後
道路改良により
冬期間も安全な
通行を確保

新潟県の道路

新潟県みちづくり計画

基本方針

2 暮らしを守る 【老朽化対策】

将来的に必要な施設を見極めながら、適切な維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続して行うことにより、将来にわたって県民が道路施設（橋梁、トンネル、洞門等）を安全に利用できるようにします。

計画的な維持管理による長寿命化



点検



補修



更新



損傷や劣化が進むと、通行への安全性低下が懸念されます。

効率的な維持管理の推進

近接目視 従来の方法



現地踏査の結果や
既存資料等を踏まえ
新技術の活用を検討



タブレット点検



ドローンによる撮影



走行型計測システム